

平成14年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（保健福祉局・区役所）

(1) 収入に関する事務

- ① 国民健康保険料の減免について、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 所得激減を事由とする所得割額の減免率の適用を誤っている事例

（中央区保険年金医療課）

措置内容

国民健康保険料の減免率適用誤りについて、正しい減免率による減免額に訂正した。

イ 減免申請書の提出が必要であるにもかかわらず、申請書が提出されていない被保険者に対して減免決議を行っている事例

（北区保険年金医療課）

措置内容

国民健康保険料の減免について、減免申請書を提出させた。今後、適正に事務処理を行います。

- ② 国民健康保険給付費返還請求事務について、調定決議後、データが電算システムに入力されておらず、返還請求書及び納付書が送付されていない事例が見受けられた。

（北区保険年金医療課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ご指摘の件については、早急に調定修正入力を行いました。今後適正に事務処理を行います。

- ③ 高額介護サービス費の給付について、世帯非課税から世帯課税となったことに伴い利用者負担上限額の変更が生じたが、データ入力の遅延により給付費の過払いが発生し、かつ給付費返還金にかかるシステムの稼動を待って調定決議を行ったため時間を要し、返還請求が行われていない事例が見受けられた。 (介護保険課, 西区保険年金医療課)
- 適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

返還金額が高額であったため、返還対象者本人の希望もあり、返還金額を分納する形で返還金調定を行い、平成15年3月に納付書を送付した。

今後、このような事例については、返還金システムが稼動していることにより、返還事例が発生した時点で、返還調定および納付書の発行をおこなうことで、速やかな返還金請求及び収納を行うことが可能になった。(介護保険課)

平成15年3月26日に給付費返還金請求通知書を被保険者に対し送付した。(西区)

- ④ 領収証書の取扱いについて、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

- ア 領収証書は付された一連番号の順に使用することになっているが、介護保険料用の手書き用領収証書を一連番号順に使用していない事例 (灘区保険年金医療課)

措置内容

今後、領収証書の一連番号をとばさないよう留意するとともに、万一番号をとばして次の番号の領収証書を発行した場合には、とばされた番号の領収証書は書損扱いとするよう、改善の措置を講じた。

- イ 領収証書原符は原則として領収証書つづりから分離してはいけないことになっているが、介護保険料手書き用領収証書つづりから領収原符を切り離し、現金領収日の日計照合に利用している事例
(東灘区・灘区保険年金医療課)

措置内容

介護保険の手書き用領収証書の領収原符については、平成15年度から領収原符をコピーし、現金照合用として適正に処理している。(東灘区)

切り離した領収証書原符は、綴りに戻すとともに、今後、誤って切り離すことのないよう、適正な事務処理の徹底を図った。

また、手書き領収証書による現金領収日の日計照合には当該領収証書原符の写しを使用する措置を講じた。(灘区)

- ウ 国民健康保険料窓口用領収証書交付簿において未使用領収証書つづりの終了決議を行なった後、使用開始している事例
(北区年金保険医療課)

措置内容

今後、適正に事務処理を行います。

- ⑤ 国民健康保険料にかかる現年度未納額がある世帯について、短期証を交付し、納付指導を行うべきであるにもかかわらず、正規証を交付している事例が見受けられた。

(東灘区・長田区・西区年金保険医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

指摘のあった未納世帯については、分納誓約の適正化、納付資力調査の実施、保険証更新・交付基準の徹底などを図り、完納に向けて適正な事務処理に努めていきたい。(東灘区)

短期証の交付は、未納世帯との接触の機会ととらえ、交付基準の運用を適正かつ慎重に対応していきたい。(長田区)

次回の証更新時には、保険証更新・交付基準に基づいた適正な証発行を行うべく、証更新個票に記録した。(西区)

(2) 支出に関する事務

- ① 国民健康保険及び老人保健医療において、入院時食事療養費の減額認定を受けた被保険者に対する標準負担額減額差額の支給について、入院日数の算定を誤ったため、金額を誤って支給している事例が見受けられた。
(東灘区・西区保険年金医療課)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

指摘のあった後、直ちに適正処理を行った。(東灘区)
入院日数の算定を誤った分について、支給金額の差額不足分を被保険者に追加支給した。(西区)

- ② 乳幼児医療入院生活福祉給付金と国民健康保険食事療養標準負担額減額差額とを重複して支給している事例が見受けられた。
(北区保険年金医療課)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ご指摘の件については、過払分の戻入措置を行いました。

- ③ 外勤非常勤嘱託報酬月額は毎月の業務報告集計表に基づく徴収金額等によって決定されるが、業務報告集計表において徴収金額の計上を誤ったため、外勤非常勤嘱託報酬月額の算定を誤って支出している事例が見受けられた。
(北須磨支所市民課)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

7月の業務報告集計表の記載を訂正し、10月集計表に7月漏れ分と明記し、算定誤り分の報酬について、11月分に加算して支出するよう措置を講じた。

(3) 契約に関する事務

- ① 介護サービス適正実施指導事業委託契約について、業務終了後の精算にあたり、事業者から提出される事業報告書に講師謝礼が計上されているが、講師から提出される領収書（写し）が添付されていないにもかかわらず調査を行っていない事例、請求書と事業実施報告書で講師謝礼の計上額が異なるにもかかわらず調査を行わず、精算額を誤った事例が見受けられた。

（東灘区・須磨区在宅支援課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

事業者より講師の領収書を提出させました。今後、適正な事務処理を行います。（東灘区）
履行届を再提出させ、精算をやり直し、戻入させました。また、精算の際に講師謝礼及び会場借上げについては、領収書を提出させ確認することといたします。（須磨区）

- ② 介護サービス適正契約普及事業について委託契約を締結しているが、事業報告書に計上された「実績に応じて算定した委託金額」と対象経費支出額調に計上された「対象経費の合計額」が一致していないにもかかわらず、検査を行っていない事例が見受けられた。

（垂水区・西区在宅支援課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

「対象経費支出額調」の記載内容に誤りがあったため、「事業報告書」の内容に適合する適正な「対象経費支出額調」の提出を指示し、提出を受けました。今後は、適正な事務処理を行います。（垂水区）
一致していないものについては、再検査を行い、対象経費支出額調の記載漏れとなっていた内容を調査・確認のうえ、提出させる措置を講じた。（西区）

- ③ 老人保健診療報酬明細書等保管業務について契約を締結しているが、覚書により複数年度にわたる保管業務を約定し、当年度の見積書を徴していない事例が見受けられた。

(国保年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

15年度は、見積書を徴し、内容確認のうえ契約を行った。次年度以降について、複数業者の見積り合わせをとるよう検討している。

(4) 財産に関する事務

- ① 国民健康保険料の過誤納金については地方自治法第231条の3第3項及び第4項により地方税の例によることになっており、国民健康保険料の滞納金がある場合、その滞納金に充当しなければならないが、滞納金があるにもかかわらず、還付決議を行っている事例が見受けられた。

(灘区・北区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後、過誤納金は、未納保険料に充当するよう、適正な事務処理の徹底を図った。(灘区)
国民健康保険料の過誤納金の滞納保険料への充当について、今後、適正に事務処理を行います。(北区)

- ② 国民健康保険料において既に消滅時効が完成しているにもかかわらず、時効完成による不納欠損処分が行われていない事例が見受けられた。

(中央区・長田区保険年金医療課)

適時に不納欠損処理を行うべきである。

措置内容

不納欠損処理について、時効完成時点ごとに適時に不納欠損処分をすることとした。(中央区)
本件については、平成15年2月12日付で不納欠損処分を行った。今後は、適切な納付指導を行ない、適正な債権管理を行ないたい。(長田区)

- ③ 国民健康保険資格喪失後の受診等による給付費返還金について、次のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 調定後収入されず、相当期間経過している事例

(兵庫区・北区・長田区・西区保険年金医療課，北須磨支所市民課)

措置内容

ご指摘の事例について，平成15年3月5日までに「不納欠損処理」することにより適正な事務処理を行った。(兵庫区)

早急に不納欠損処理を行いました。(北区)

時効が完成したものについては，直ちに不納欠損処分を行った。今後は，収納に努め，債権管理の適正を期したい。(長田区)

時効期間を経過したものについて，不納欠損処分を行った。(西区)

消滅時効による不納欠損処分を行ない，滞納整理にその旨を記載する措置を講じた。(北須磨支所)

イ 未納整理カードを整備しておらず，また，督促を行っていない事例

(東灘区保険年金医療課)

措置内容

指摘のあった後，直ちに，未納整理カードを整備，督促を行った。

- ④ 国民健康保険料の納付指導を行うにあたり，滞納額の一括納付が困難である場合に誓約書等の提出を受け分納を認めているが，分納を決定するにあたり決裁が得られていない事例及び誓約書に分納誓約の対象とする保険料の期と額が記載されていないため，時効の中断措置の対象となる債権額が明確でない事例が見受けられた。

(中央区保険年金医療課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後，分納誓約書への分納滞納期間及び額を明記し，決裁を得ることとした。